

第27期東京都自然環境保全審議会  
第3回鳥獣部会  
速 記 録

令和8年7月7日（火）午後2時00分～  
WEB会議

○大久保計画課長 それでは、第3回鳥獣部会を開始いたします。

事務局を務めます、環境局自然環境部計画課長の久保です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日もウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。都庁の通信環境の状況によっては映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。何か不具合がありましたら、事務局に御連絡をお願いします。

続いて、会議中のお願いになりますが、会議中は基本的にカメラはオンにし、マイクはミュートの状態としていただきますよう、お願いします。

御発言になる場合は、Zoomの挙手機能を使用してお知らせください。部会長が指名しましたら、ミュートを解除して御発言をお願いします。

続きまして、定足数について御報告いたします。本日は、鳥獣部会に所属する委員、臨時委員7名全員に御出席をいただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告します。

また、本日の会議の所要時間は2時間を予定しております。議論や御質問の状況によって前後する場合がありますが、御了承ください。

それでは、ここからは山崎部会長に審議の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎（晃）鳥獣部会長 鳥獣部会長の山崎です。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、先ほど事務局からお知らせのとおり、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、ウェブでの傍聴を認めたいと思います。事務局は傍聴人の入室許可をお願いいたします。

○事務局 入室許可処理完了いたしました。

○山崎（晃）鳥獣部会長 それでは、これより第3回鳥獣部会の審議を開始いたします。

本日の審議案件ですけれども、諮問第503号「村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、諮問第505号「第14次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について」、諮問第506号「第二種特定鳥獣管理計画（第1期東京都第二種ツキノワグマ管理計画）の策定について」となります。

初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○大久保計画課長 承知しました。

本日の資料につきましては、現在投影しております次第のとおりでございます。委員の皆様

様には事前に送付させていただいておりますが、お手元にございますでしょうか。資料が不足している場合には、事務局までチャットにてお知らせをお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には、資料を都のホームページから閲覧いただけるようにしております。ホームページのURLはチャットにてお知らせしておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

資料の説明は以上となります。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第503号の審議を始めたいと思います。

まずは事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○近藤野生生物担当課長 野生生物担当課長の近藤でございます。

それでは、資料に沿って御説明を申し上げます。

資料1-1は、村山山口鳥獣保護区・特別保護地区の再指定についての概要につきまして、映しております。このページにつきましては、特段の変更はないため、説明は割愛とさせていただきます。

次のページ、参考1でございます。鳥獣保護区及び特別保護地区につきまして御覧ください。特別保護地区は都内に8か所ございまして、期間を延長する際には審議会に付議することとされております。

特別保護地区の詳細につきましては、参考資料1にまとめてありますので、御参照いただければと思います。

続きまして、参考2でございます。都内8か所の特別保護地区の場所を示しております。村山山口につきましては⑤の場所でございます。

続きまして、参考3を御覧ください。特別保護地区指定までの流れについて御説明いたします。

指定計画書（素案）につきまして、2月2日の鳥獣部会におきまして御検討・御意見をいただいております。

その後、関係地方公共団体等への意見照会及び6月12日から14日間の公示・縦覧を行いました。

本日の鳥獣部会におきまして、意見照会を踏まえて御検討いただきたいと思います。

その後、本審議会への報告、環境省への届出を経まして、公示という形の流れでございます。

それでは、前回の部会にて、また、その後の委員の先生からの御指摘を踏まえて事務局で修正させていただきました件について御説明をいたします。

資料1－2を御覧ください。こちらは村山山口鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】（素案）でございます。参考資料3はこちらの見え消し版になっておりますので、こちらを使って御説明させていただきます。

2ページ目でございますが、下のほうです。「生態系被害防止外来種」を加えさせていただきますまして、鳥類「99種」を「100種」に変更してございます。

また、文献調査に基づき生息の獣類のリストに加えたことに伴いまして、獣類「4科4種」から「8科11種」に変更してございます。

5ページ目でございます。赤線で囲った箇所でございますが、鳥類のリストでございます。環境省の最新版のレッドリストの情報を反映した形で修正を行っております。

6ページでございます。こちらは鳥類になりますけれども、令和7年度の冬の生息状況調査の結果を基にツグミをリストに加えていただいております。

8ページ目になりますけれども、生息獣類のリストに文献調査等の結果を基に赤線のところの獣類を追加しております。カヤネズミ等のネズミ科、キタリス、ムササビ、ニホンノウサギ、アカギツネ、アライグマ、ニホンイタチ、アナグマ、ハクビシン等を追加しております。

令和7年度の生息状況調査につきましては、参考資料5として添付をしております。

以上、御説明しました変更点につきましてまとめたものが参考資料2でございます。表のところを御説明しましたがけれども、変更点についてリストにまとめておりますので、細かいですが、御確認いただければと思います。

参考資料4でございます。公示及び縦覧において意見書の提出はございませんでした。

また、利害関係及び関係地方公共団体への意見照会において聴取しました全団体とも賛成の意見をいただいております。

主な意見として、「多様な動植物が生息していることから貴重な財産である」、「生息環境を守るため、再指定に賛成」といった御意見をいただいております。

説明については以上となります。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御説明ありがとうございました。これはこれまで審議していることですがけれども、新しい根拠によって少しリストが変わったということだと思います。

ただいま事務局から御説明がありましたけれども、委員の皆様については、御質問、御意

見等がございましたら、Zoomの挙手機能を使用して手を挙げていただきたいと思います。こちらから指名させていただきますので、ミュートの解除をしてから御発言をお願いいたします。

なお、質疑応答につきましては、各委員から御質問、御意見をある程度お聞きした上で、事務局からまとめて回答していただくというやり方とさせていただきたいと思います。

それでは、御質問、御意見等のある方は、挙手機能でお知らせ願います。どなたもいらっしゃらないですか。

特に石井委員、前回御指摘をいただいたところですが、今の御説明で大丈夫ですか。

○石井委員 獣類リストはちょっと修正したほうがいいところがあったのですが、それはやり取りをして修正していただきましたので、特にそれ以上追加することはありません。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

これまで複数審議していることですので、特に御意見がないということだと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、御意見は特にないようですので、諮問第503号については適当と認めて、事務局案のとおり、答申案として次回の本審議会に報告したいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山崎（晃）鳥獣部会長 それでは、御異議なしということで、諮問第503号については、事務局案のとおり、答申案として次回の本審議会に報告することにいたします。

それでは、続いて、諮問第505号の審議に入ります。

まずは事務局から資料の御説明をお願いいたします。

○近藤野生生物担当課長 それでは、資料に沿って御説明いたします。

資料2、第14次鳥獣保護管理事業計画の策定について御覧ください。

資料2では、計画の概要についてお示ししたものを説明いたします。現行の計画から動きがあったところ、特筆すべきところを示したのになりますので、本日は概要につきまして御意見を頂戴したいと考えております。

2ページ、計画策定に向けた検討事項でございます。鳥獣保護管理法及び国が定める方針に基づいて計画を定めている旨、計画の期間、対象地域等を整理しております。

令和9年3月末の現行の第13次鳥獣保護管理事業計画の計画期間の満了に伴い、計画を改定するものでございます。

なお、現行の第13次の計画につきましては、参考資料6として添付をしてございます。

次のページでございます。策定スケジュールとなります。

表の上段部分につきましては、環境省の基本指針のスケジュール、下段部分が東京都の第14次計画のスケジュールとなります。

下から3行目の鳥獣部会の①が本日の部会でございます。この後、②の鳥獣部会で素案を御審議いただき、9月に予定している自然環境保全審議会において中間のまとめをしたいと考えております。その後、パブコメ及び意見集約を経まして、翌年1月頃に③の鳥獣部会において御審議、その後、審議会において答申、3月に告示という流れを想定しております。

下から2段目のところについては、シカの管理計画についてのスケジュールを示しております。シカの管理計画の改定に向けて、シカ管理計画検討会を実施し、今月より計画検討を予定しております。

一方、上段の環境省の基本計画のスケジュールでございますが、基本的に国の基本指針に基づいて事業計画を策定するという位置づけでございますが、一部都の計画策定と並行して進んでいる状況となります。こちらは告示が9月に予定されておりますけれども、現在、基本指針の案が示されておまして、そちらを参考に進めているところでございます。

基本指針の案は、参考資料7に添付をしてございます。

次のページです。課題と対応方針でございます。

現行の第13次事業計画と第14次事業計画案との比較を表にまとめたものでございます。第一から第十までの項目を整理しているところでございます。

こちらの表については、次のページですが、先ほどの表から主な検討事項を改めて抜き出したものとなります。

事項の1と3につきましては、特別保護地区、特定猟具使用禁止区域につきまして、計画期間中に更新を迎えるものについて記載させていただきました。

事項の2につきましては、ツキノワグマの限定的狩猟解禁について課題を出しております。クマにつきましては、後ほどの議題の3の中で御議論いただきたいと思います。

事項の4、特定計画の作成につきましては、先ほど触れましたシカの管理計画の改定、新たなツキノワグマ管理計画の策定についての内容となっております。

事項の5、危険鳥獣の日常生活圏への侵入防止につきましては、第14次の計画から新たな項目出しとなりまして、昨年から新たにできました緊急銃猟制度等の位置づけとなっております。

事項6につきましては、新たな技術の研究開発・普及といたしまして、ドローンやAI活用、大学連携等を取り上げております。

事項7の実施体制につきましては、関係機関との連携体制についてはもちろんでございますが、特に担い手育成について課題として挙げさせていただいております。

次のページからは、これらの事項についての個別の説明になります。

2-1、鳥獣保護区・特別保護地区の更新についてでございます。

第14次の計画期間中に鳥獣保護地区8か所、特別保護地区は1か所となっておりますが、こちらの存続期間が満了となります。これらは地域の自然的・社会的状況を検討しまして、原則更新の方針として検討しております。

2-2、特定猟具使用禁止区域の更新です。

こちら第14次の計画期間中に9か所の存続期間が満了となります。いずれの区域も状態に大きな変化はないことから、それぞれの存続期間を10年延長する方向で検討いただきたいと考えております。

2-3、特定計画についてでございます。

ニホンジカにつきましては、現行の第6期の管理計画を改定して、第7期シカ管理計画の策定を検討しております。

ツキノワグマにつきましては、新たに第1期管理計画の検討事項として挙げさせていただいております。

イノシシ、ニホンザルにつきましては、現行計画はございませんが、検討事項として載せております。こちらはニホンジカ等と違いまして、産業労働局の調査が一部あるものの、生息実態については十分に把握し切れていない面がございますので、情報収集を行った上で検討という形で整理をしております。

9ページ目でございます。2-4、危険鳥獣の都の取組について御説明をさせていただきます。

支援対策としまして、東京猟友会との協定によりまして、緊急銃猟ができるハンターの派遣、市町村向けあるいはハンター向けの各種講習会を実施しております。

また、捕獲檻や防護盾などの備品の確保や貸与も行っておりますので、御紹介させていただきます。

2-5、新たな技術の研究開発・普及についての取組状況でございます。

シカの指定管理鳥獣捕獲等事業におきまして、ドローン活用など、写真にございますよう

に、いくつか一部の技術は活用が進んでいるところでございます。今後さらにAI活用、スタートアップの技術活用などを検討してまいりたいと考えております。

次は、担い手育成の取組についてでございます。

ペーパーハンター向けの初心者向け講習プログラム、また、中級者向けの大型獣類を捕獲できる担い手育成に向けた実地講習等を実施しておりますので、御紹介いたします。

以上、都の取組の事例も含めまして、第14次鳥獣保護管理事業計画の概要について御説明させていただきました。概要の検討事項を8月の鳥獣部会につなげてまいりたいと思います。

説明は以上となります。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御説明ありがとうございました。

ただいま事務局からもありましたけれども、クマ対策に関する具体的な取組、あるいは施策については、次の諮問第506号にて審議させていただくことになりますので、ここでは第14次の計画の資料の内容について御議論をお願いしたいと思います。

先ほどの繰り返しになりますけれども、委員の皆様から御質問や御意見等がございましたら、Zoomの挙手機能を使用して手を挙げていただきたいと思います。こちらから指名させていただきますので、ミュートを解除してから御発言をお願いします。

なお、質疑応答につきましては、各委員から御質問や御意見をある程度伺った上で、事務局からまとめて回答していただくやり方とさせていただきたいと思います。

それでは、御質問、御意見等がある方は、挙手機能でお知らせください。山崎靖代委員から手が挙がっていますので、お願いいたします。

○山崎（靖）委員 先ほどの説明の中で、ドローンの活用でシカをいろいろと調べるとなっていたのですが、それはほかの動物、例えばクマとか、そういう動物に対しては同時進行することはできないのでしょうか。

以上です。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御質問ありがとうございました。

事務局、いかがですか。

○近藤野生生物担当課長 ドローン活用につきましては、現在、シカの事業の中で活用しているところでございます。駆除する際に、険しい道でドローンを活用することによって、効率的に場所の特定をしているということで、かなり省力化・効率化につながっていると思っております。

クマやほかの動物についてですけれども、今後の検討・課題として捉えております。

ただ、クマにつきましては、シカに比べて頭数が少ないことや、同じような使い方が有効かどうかという検証も含めて、活用については検討していきたいと考えております。

以上です。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御説明ありがとうございました。

東京都型造林事業というものがあって、山崎靖代委員も委員をされていたような気がしますが、ドローンでたしかクマも検知はできていたと思います。

今の御説明でよろしいですか。

○山崎（靖）委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。これは継続審議になりますけれども、もしあれば、ぜひよろしくお願いいたします。田尻委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○田尻委員 ありがとうございます。田尻です。

今、電波が悪くてカメラをオフにしております。このままやらせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

今、画面に映していただいている表の7番目の担い手育成に関係してくるところなのですが、担い手をつくっていく前段階だと思いますが、実際に管理に携わってくれる方を育てるために、より広い範囲で、いわゆる環境教育といいますか、自然環境、生態系や生物多様性について学ぶ機会をどんどんつくっていくことが重要なところだと思っておりますので、環境教育にも力を入れるということをやっていただけたらいいと思っているのが一つでございます。

あと、国の計画とある程度連携しながらやっていくということだと思いますので、国が示されている改正案の第十、その他のところで、安易な餌づけの防止も入っておりまして、そこで近年影響が知られております野良猫や野良犬、特に島嶼部で影響が出ているということも報告されておりますので、野生鳥獣への餌づけと同時に、野外で生活しているもともとのペットへの対応も必要になってくるということで、そういったものに対してどういうふうに対応していくのかということを普及啓発する場も非常に重要だと思いますので、その辺の取組も加えていただけたらいいのではないかと考えております。

ひとまず以上になります。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御意見ありがとうございました。

環境教育というものを盛り込むということと、野猫・野犬も含めた餌づけについての取組

が出されたのですけれども、事務局でこれについて何かありますか。

○近藤野生生物担当課長 我々の仕事としまして、一般的に野生鳥獣についての普及啓発のようなところも併せて取り組んでいかなければならないと認識しております。

餌づけについても、当然検討すべき材料だと思いますので、御意見はありがたく頂戴したいと思います。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御説明ありがとうございます。

田尻委員、よろしいでしょうか。

○田尻委員 はい、よろしくお願いいたします。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ほかの委員の方はいかがですか。

少しお考えいただきながら、部会長なのですけれども、私から少しだけ発言させていただきます。

今、御説明いただいた資料の2－5、10ページ目、新たな技術の研究開発・普及というのはとても大事で、モニタリングのための基礎要件になると思うのですけれども、できれば外部委託だけではなくて、内部、都の中の研究機関、あるいは研究者を使って自前でできるような体制も考えていただきたいということが一つです。

それから、今日、八尾委員もいらっしゃいますけれども、これからは猟友会との連携もすごく大事になってくると思うのですが、多分猟友会だけに頼っていく野生動物管理というのは、この先、無理が出てくるところもあると思っています。

資料でいうと、2－4の危険鳥獣です。9ページになります。対策支援という部分で、ここでは猟友会に最大限御活躍いただくという項目ではありますけれども、猟友会以外の組織、それをつくれということではないですが、今であれば、認定鳥獣捕獲等事業者などもありますので、そういうものも活用されていくことが大事だと思います。

私からのコメントです。特に回答はなくても大丈夫です。

○近藤野生生物担当課長 御意見ありがとうございます。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ほかの委員の方はいかがですか。大丈夫ですか。相原委員と、田尻委員はもう一回挙手されたということでもいいですか。まず相原委員からお願いいたします。

○相原委員 資料の2－3なのですけれども、ニホンザルの話になります。先ほど産業労働局さんでというお話も伺ったのですけれども、やはり農業の現場でもサルの被害が増えています、何とかならないかという声も出ている中で、シカはこういった管理計画でしっかり対応していただいていると認識しておるのですが、ニホンザルの関係はなかなか難しいもの

なのでしょうか。そこら辺が分からないので、教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山崎（晃）鳥獣部会長 サルについては、第14次で検討していくということだと思うのですが、将来的な展望について事務局から何かありましたら、お願いします。

○近藤野生生物担当課長 サルにつきましては、今、委員から御指摘がありましたように、農業被害等のお話・要望等の声が届いているところでございます。

繰り返しになりますけれども、今後、サルについての対応としましては、まず情報収集をした上で、丁寧に整理をしながら対応していきたいと考えておりますので、またそのときは御協力をよろしくお願いいたします。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ありがとうございます。

今の御説明でよろしいですか。

私からも便乗してではないのですが、質問です。イノシシとニホンザルについては、イノシシはモニタリング調査、ニホンザルは調査と出てくるのですが、これは何かイメージがあるのですか。

○近藤野生生物担当課長 イノシシにつきましては、ニホンザルよりも状況がよく分かっているということでございます。農産物の被害につきましては、産労局で一定の取りまとめがあるのですが、実際、生態的な調査というのは、まだほぼ行われていない状況になります。そういった意味でのモニタリングというのは、生態的な調査を重視したような書きぶりとして書いておりますが、具体的なものについては、まだこれからだと認識しております。

○山崎（晃）鳥獣部会長 サルについても生態的な調査ですか。

○近藤野生生物担当課長 サルはそれも含めてです。

○山崎（晃）鳥獣部会長 分かりました。5年間で検討していくということですね。

続きまして、田尻委員、よろしくお願いいたします。

○田尻委員 田尻です。度々すみません。

直接関係はないかもしれませんが、今、第二種管理計画の資料を表示していただいているのですが、同じような形で希少な種類もいると思いますので、第一種の保護計画を立案していく予定というか、考えはお持ちかどうか教えていただけますでしょうか。

○山崎（晃）鳥獣部会長 第一種の保護計画に該当する種が想定されるかということです。

○近藤野生生物担当課長 今のところ、第一種の保護計画、候補となる種については、まだ

具体的なものは想定していない状況です。

○山崎（晃）鳥獣部会長 今のところ、想定される種はないということなのですが、よろしいですか。念頭にそういうものがあるということでしょうか。

○田尻委員 幾つか希少な種類がいると思ったら、相談させていただく機会をつくらせていただければと思いました。ありがとうございます。

○山崎（晃）鳥獣部会長 分かりました。

ほかの委員の方はよろしいですか。この後、恐らくツキノワグマに関して、たくさんの御質問、御意見があると想像します。よろしいですか。

それでは、諮問第505号については、本日委員の皆様から上がった意見、あるいは御質問等を踏まえて、事務局にて第14次計画の中間まとめを作成の上、次回の部会にてその内容を審議することにいたします。

それでは、本日最後の議事、そして、また大きな議題となります、諮問第506号の審議に入ります。

こちら事務局から資料の説明をお願いいたします。

○近藤野生生物担当課長 それでは、また資料に沿って御説明させていただきます。

資料3-1でございます。東京都ツキノワグマ第二種管理計画の検討を御覧ください。

資料の構成でございますが、計画の背景と現状、東京都の取組状況について御説明させていただきます。後半では、第二種特定管理計画策定に向けてのポイントとなる論点及び概要について御説明させていただきます。

まず、今、御覧の1ページ目でございます。計画の背景と現状でございます。

都内に生息するツキノワグマでございますが、現在、東京都レッドリストにおきまして準絶滅危惧種に指定されており、平成19年度から狩猟による捕獲を自粛、平成20年度からは狩猟を禁止しております。

全国状況でございますが、近年、全国的に分布域が広がっておりまして、特に東北地方につきましては、クマが大量に出没する、そして、被害が出るという経緯がございます。

これらを踏まえまして、環境省では、これまでの保護・個体群規模の維持を目的とした施策から、個体群の縮減を含めた目標へと大きく施策を転換しているところでございます。

次のページ、東京都の近年の状況でございます。

令和7年度の生息状況調査によりますと、都内の推定個体数は235頭となっております。これは図にありますように、都内の山の中にヘアトラップを60か所設置しまして、得られたデ

ータを基に推計したもので、同様の調査を山梨県が行っておりますけれども、そちらの生息密度とほぼ同程度という結果となっております。

令和2年度に調査をしておりますけれども、そのときとは推定方法が異なるのですが、そのときよりも個体数が増加傾向となっていると認識しております。

3 ページ目、ツキノワグマの目撃情報件数でございます。

東京都のクマの目撃情報につきましては、ウェブサイトでTOKYOくまっぷを公開しております。

グラフで年度別の目撃件数を示しておりますけれども、増加傾向でございます。

また、下の地図でございますが、これは目撃場所をプロットしたものでございます。地図に赤い点線で示したものが圏央道になりますが、見比べていただきますと、令和8年度が右側でございますが、これまで見られなかった圏央道の東側、つまり市街地側に目撃事例が広がってきていることが見てとれると思います。

4 ページ目ですが、捕獲件数と事故についてのまとめでございます。

クマの捕獲件数について、近年では年間10頭程度で推移をしております。

また、被害状況でございますが、直近では、今年度、奥多摩町で1件の事故が発生しておりますが、過去を見ますと、人身被害は年間おおむね0件から1～2件程度で推移をしております。

次のページは、捕獲の担い手の状況でございます。

上の段のグラフですが、都内の狩猟免許所持件数でございます。年々増加傾向にございまして、令和6年度のデータでは8,500件を超えている状況でございます。

一方、下のグラフでございますけれども、都内の狩猟者登録件数でございます。近年は、毎年おおむね400件前後で推移しておりまして、上段の免許の所持者からしますと、実際に都内で狩猟をされている方は少ない傾向にあると思います。

免許所持者の方は、東京ではなくて、他県で狩猟されている方も相当数いるかと思われまうけれども、免許を取得しても狩猟をしない、いわゆるペーパーハンターの方も相当数いらっしゃるのではないかと考えております。そのような初心者のハンターの確保とともに、大型獣の狩猟スキルを持ったハンターさんの育成についても取り組んでいるところでございます。

次からは、東京都の取組でございます。

東京都では、市町村、警察、猟友会の皆様と共に被害防止に向けて取組を推進しております。

す。

クマを人の生活圏に寄せつけないための防除対策、普及啓発を両輪と捉えて推進をしているところでございます。

防除対策では、バッファゾーンの創出としまして、草刈りや電気柵の設置、センサーカメラの設置等、市町村が行います緩衝帯の創出に向けての財政支援を行っております。

普及啓発等では、先ほどのTOKYOくまっぷでの情報発信ですとか、市町村を通じた対策グッズの配布、住民の方向けの出前授業の開催などに取り組んでおります。

出没時への備えとしまして、市町村、警察と連携した捕獲に向けた訓練等の実施や捕獲檻などの貸与を行っております。

狩猟の担い手育成としまして、猟友会と連携しました実践的な講習会の開催を行っております。

7 ページは、令和 8 年度の大型獣類等の対策関連事業でございます。

先ほどと重複するところがございますけれども、ツキノワグマ対策関連事業としまして、生息実態の把握、連携強化・普及対策、防除対策、ゾーニング作成支援、情報提供に取り組んでまいります。

TOKYOくまっぷにつきましては、今年度、さらに利便性を高めるために、新しいシステムを構築する予定でございます。

大型獣類等の市街地出没対策関連事業につきましては、対策支援、訓練・研修等の実施、備品の確保・貸与等を行ってまいります。

次のゾーニングにつきまして、御説明させていただきます。

先ほどゾーニングという言葉が出ましたけれども、ゾーニングの考え方については、環境省のガイドラインからの引用をまとめたものでございます。人と動物のすみ分けを図ることを目的としまして、地域を区分しまして、各ゾーンの目的の下での施策等を実施していくことをゾーニング管理と言います。

クマの保護・管理につきましては、人身被害及び農林水産被害などの軋轢を軽減しつつ、地域の個体群を保全していくことを目的としております。

エリアにつきましては、排除エリア、管理強化エリア、緩衝地帯、コア生息地の四つの区分を想定しております。

次は、都が作成するゾーニングについてでございます。

令和 7 年度、現状を分析しまして、都全体の広域的なゾーニング案を作成しまして、市町

村向けのゾーニング作成マニュアル案を策定しております。

令和8年度につきましては、調査結果を精査・確認しまして、マニュアルを確定させる。そして、市町村向けの説明会及びゾーニング作成のためのアドバイザー派遣を行ってまいります。

下の図は、地域レベルでのゾーニングのイメージとなります。

以上が現状の取組となります。

続きまして、4、第二種特定管理計画の策定についてでございます。

ツキノワグマに関する背景と現状を踏まえまして、さらなるクマ対策の計画的な取組のために、第二種特定管理計画の策定について諮問したところでございます。

計画策定のポイントとしまして、2点論点を抽出してございます。（1）ツキノワグマの被害防止のため、個体数管理について検討、（2）狩猟についての検討、この2点を論点として挙げさせていただきました。

次のページでございます。

（1）ツキノワグマの個体群管理に関する検討でございます。

環境省のマニュアルによる位置づけを見ますと、東京都につきましては、関東山地ユニットに該当しまして、個体水準4とされております。

この水準では、目標個体数の設定が必要とされているという位置づけでございます。

これに対して都の状況でございますが、個体群管理の計画策定につきましては、継続したモニタリング調査等のデータの蓄積がこれからも必要であると考えられます。

環境省のマニュアルの考え方によります個体水準4として維持する場合は、都の推定生息数に全国平均の増加率を掛け合わせて計算しますと、捕獲数34頭という数字が出てまいります。都の現状を踏まえた検討が必要であると考えております。

関東山地各都県の連携でございますが、将来的には関東山地全体における計画の策定に向けて、関係都道府県にて協議会を設置して、そこで主体的に取り組んでいく、また、環境省は、令和10年度に関東山地のクマの生息状況を調査する予定となっております。

河川沿いの対応でございますが、市街地に出没する場合、河川がクマの移動動線になっていることが考えられるため、クマの防除や捕獲を検討する際には、河川沿いの対策が必要と考えられます。

（2）ツキノワグマの狩猟についての検討でございます。

現在、狩猟が禁止されていると説明してございますが、狩猟禁止時と現状は大きく状況が

変わってきていると考えられます。狩猟はクマと人との軋轢を減らす効果に加えまして、捕獲の担い手の継承が期待できます。

過去の狩猟の状況でございますが、平成18年度までは年間1頭ないし3～4頭が狩猟により捕獲されていたという記録がございます。平成20年からは、地域レベルで考慮すると絶滅の危機が増大している種として、狩猟が禁止されております。

関東山地の近県の状況でございますが、埼玉県は狩猟を自粛という位置づけでございますが、群馬県、山梨県、長野県につきましては、狩猟が可能という対応になってございます。

次に資料3－2でございますが、これらの二つの論点をまとめたものが第二種特定管理計画の策定に関する論点整理、今、映しているペーパーでございます。

今の論点につきまして、現状と検討の方向性という形で表にまとめてございます。委員の先生方には、計画策定において主題となるこちらの論点について、御意見、御議論いただきたいと考えております。

論点1、個体群管理の方針につきましては、広域的管理の検討の方向性としまして、国とも連携した調査方法の統一、データ分析の必要性、または新技術の動向を踏まえた情報共有、これらをどのように実装していくのかというところが方向性となります。

個体数・出没状況についての方向性につきましては、モニタリングや出没状況の分析等により、議論を進めるための情報収集をどのように進めていくのかということが論点として考えられます。

捕獲圧の強化につきましては、問題個体の確実な捕獲、有害鳥獣捕獲の方法について工夫や改善をどのようにしていくのか、また、この中では、狩猟の限定的な解禁についても触れていくことになろうかと思います。

捕獲体制の強化につきましては、緊急時に対応できるハンターの確保ですとか、緊急対応時の体制維持、研修の実施、区市町村や警視庁との連携体制、こういったところをどのようにしていくのかということを中心として整理しております。

以上を踏まえまして、順応的管理に向け、捕獲数の考え方を含む個体群管理の方針について御議論いただきたいと思います。

論点の二つ目、狩猟に関する事項についてです。

狩猟解禁についての方向性でございますが、資源利用や被害防止に加えまして、クマを忌避させる効果や将来的な捕獲者の継承をどのように進めていくのか。また、個体数増加と国の方針を踏まえた検討について挙げさせていただいております。

狩猟解禁ということになりましたら、その条件についての論点として、まず安全性に関してでございます。クマの狩猟には非常に危険が伴うということで、一定の経験が必要だと思います。安全性の観点から、必要な条件について検討が必要だと思われます。

狩猟の制限に関することにつきましては、個体群管理の観点から捕獲数について検討が必要。そして、クマの生態等を踏まえまして、狩猟期間をどのように設定していくのかということを検討の方向性としてまとめてございます。

人材育成に関しては、経験の少ないハンターへの技術の継承、狩猟技術のほか、許可捕獲や緊急銃猟に応じた担い手の確保が検討の方向性となります。

その他としまして、現在、ハンターの皆様から捕獲した場所や日時、種など、情報を収集しておりますが、熊クマについてこういった情報収集・分析をどのようにしていくのかという論点でございます。

以上を踏まえまして、狩猟の解禁や限定条件などについて御議論いただきたいと存じます。

資料が戻りまして、資料３－１の13ページでございます。第１期東京都第二種ツキノワグマ管理計画概要（案）でございます。

中ほどに４番目の事項として、管理の目標及び管理の方針とございますが、こちらに個体群管理の方針・狩猟について、別添資料３－２を基に検討と書いてございますが、先ほどの論点整理で議論いただいたものをこちらで整理していきたいと考えております。

それ以外、１、計画策定の目的等につきましては、事務局で整えていきたいと考えております。

最後、14ページでございます。専門家への意見聴取についてでございます。

このたび、クマの管理計画ということで、かなり専門に特化した計画となっております。そこで、計画素案の策定に当たりましては、複数の専門家から意見聴取を行いたいと考えております。

意見を素案に反映しまして、８月の鳥獣部会で御報告させていただきます。

（２）になりますが、計画策定後につきましては、事業の効果を分析・評価していく必要がありますので、専門家会議を設置しまして、計画へ御意見を反映していく体制をつくっていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○山崎（晃）鳥獣部会長　ありがとうございました。

ただいま事務局から資料についての御説明がありましたけれども、委員の皆様については、

御質問、御意見がある場合は、Zoomの挙手機能を使用して手を挙げていただきたいと思います。

説明がかなりたくさんあったのですが、最初に資料3-1について御意見を伺って、その後、検討事項が二つありましたけれども、資料3-2に行きたいと思います。

こちらから指名をさせていただきますので、ミュートを解除してから御発言をお願いいたします。

それでは、まず資料3-1について、御質問、御意見のある方は挙手機能でお知らせください。入交委員、お願いいたします。

○入交委員 ありがとうございます。

2007年に保護の必要性が高い種として狩猟を自粛されたということが（1）に書いてあるのですが、それから20年たって、今、非常に増えてきているのではないかとと思うのですが、それだけ数の変遷があったというのは何か理由が分かっているのでしょうか。もしそういうものがあれば、情報として知りたいと思います。そういう調査があれば、お願いします。

○山崎（晃）鳥獣部会長 狩猟を禁止した頃、自粛した頃に比べて、個体数が増加した理由についてということです。当時は個体数推定をしていないと思いますけれども、事務局から何かお考えはありますか。

○近藤野生生物担当課長 資料3-1の2ページ、説明は先ほど割愛したのですが、下の表、ちょっと細かくて恐縮ですが、これまで都で行ってきました生息調査でございます。2015年から断続的に2025年までの調査、特に数について書いております。ところどころ推定できずというところがありまして、生息数が少ないクマを正確に把握するのはなかなか難しく、データが取れるときと取れないときがあるのですが、数字を追っていきますと、端的に言うと少しずつ増えている傾向が見てとれるということでございます。禁止したときの生息状況というのは、正確には取れていないのですが、近年の動きとしましては、都内での調査を見ますと、増加傾向にあるのではないかと考えております。

○山崎（晃）鳥獣部会長 遡って10年については、都としては個体数推定を試みてきた。でも、さらに10年遡って20年前になると分からないということだと思います。

○入交委員 なぜ急に増えたり、当時、急に減ったりということがあったのかというのは、何か調べられているのでしょうか。そういう情報は、次に狩猟したり、管理したりするときにすごく重要になるのではないかと思います。御質問いたしました。

○山崎（晃）鳥獣部会長　ありがとうございます。

八尾委員などは、恐らく1990年代とか、2000年代の狩猟について御存じだと思うのですが、1990年代は累積的な捕獲圧がかなり強くかかっていたので、クマの個体数が減に転じていたということはあったと思います。特に1990年代です。でも、その後、まず自粛から始まって、都の禁猟という措置が取られたことによって、クマの個体数が回復傾向に入った。

もう一つは、1990年代の後半ぐらいから大物猟をやる方がかなり減ってきていましたので、そういう技術を持った方も減った、捕る数も減ったということがあったと思います。ただ、科学的なデータにはなっていない部分ですので、少し経験的なお話になります。

これからは順応的管理ということですので、仮に狩猟解禁ということになったときは、その効果の測定をしながら、5年間硬直的に計画を続けるのではなくて、年度ごと、あるいは2年ごととかに見直しをしていくことが必要だと思います。私個人の意見です。

○入交委員　ありがとうございました。

○山崎（晃）鳥獣部会長　ほかの委員の方はいかがですか。

八尾委員。狩猟のことにに関して何か御意見などがあれば、お願いします。

○八尾委員　今日も10時ぐらいからいろいろあって、何と表現していいかわからないのです。ツキノワグマに対しては、今、何とも言いづらいようなところにいます。

音声がちょっと遠いです。

○山崎（晃）鳥獣部会長　八尾委員の声は聞こえていますけれども、こちらの声が遠いですか。八尾委員、少しお話しいただいてもよろしいですか。声がこちらに届いていないようです。

○八尾委員　聞こえますか。

○山崎（晃）鳥獣部会長　聞こえます。大丈夫です。

○八尾委員　今、スピーカーの状態があまりよくないです。今、調整しております。恐れ入ります。

○山崎（晃）鳥獣部会長　今はクリアに聞こえています。

○八尾委員　すみません。恐れ入ります。

○山崎（晃）鳥獣部会長　今、途中までお話しされていましたけれども。

○八尾委員　すみません。山崎先生の御質問のところが途切れてしまって申し訳なかったのですけれども、もう一度よろしいですか。恐れ入ります。

○山崎（晃）鳥獣部会長 八尾委員には御質問というよりは、東京都の過去のクマの猟はどんな感じだったとか、そういう話です。

○八尾委員 クマの狩猟についてでございますか。

○山崎（晃）鳥獣部会長 はい。

○八尾委員 すみません。電波が悪くて、途切れ途切れでお伺いしていたので、回答が中途半端になってしまって申し訳ございません。

○山崎（晃）鳥獣部会長 分かりました。また後で御意見等があれば、改めてお願いします。

○八尾委員 すみません。

○山崎（晃）鳥獣部会長 資料3－1に関して、ほかの委員の方からございますか。石井委員、どうぞ。

○石井委員 ありがとうございます。

個体数推定があります。2015年から2019年まではカメラトラップ法で推定していて、最近ではヘアトラップ法になっているということなのですが、私も詳しくないのですが、個体数推定手法の具体的な中身とか、特に最近の結果については、別途調査報告書みたいなものがあると思います。結果は一応示されていますけれども、どういうデータに基づいてこういう推定結果を出しているかという報告書はあるのかということと、別に疑うわけではないのですが、調査報告書みたいなものを参照して、推定の幅が大きいとか、そうでもないとか、そのあたりを見ながら考えていきたいと思っています。基本的な方針としては狩猟解禁も考えていくということで、私も異存はありませんけれども、どういう根拠に基づいてそういう判断をしたのかということがきちっと説明できるようにしておいてほしいということです。

これは頂いた資料の中には入っていませんでしたね。入っていましたか。

○山崎（晃）鳥獣部会長 入っていないそうです。

○石井委員 入っていないですね。だから、場合によってはそういうものも見せていただきたいということです。そういうことはお願いできるように考えていただければということです。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御意見も含めてですけれども、過去はカメラトラップ法ですので、胸部斑紋を使った識別だったのですが、途中からヘアトラップ法に変えた理由についての御質問と、それから、過去の推定結果はあまり精度が高くないと思いますけれども、特に2025年の結果については開示されているものかどうかということです。

○近藤野生生物担当課長 調査報告につきましては、今回の参考資料にはつけておりません

けれども、事務局で当然開示できるような形にしております。ここでは端的に数字しか示しておりませんが、方法等も含めて検討材料にしていきたいと思っております。

また、ここで幅がありますように、推定値になりますので、逆に2025年につきましても、120～378頭ということで、どうしても調査方法からすると振れ幅がございまして、平均値ということで、235頭となります。

調査方法につきましても、今後、調査を繰り返していきますけれども、今、山崎先生がおっしゃったように、計画の中に反映しながら取り組んでいきたいと考えております。

また、調査方法につきましては、事務局で精査して示していきたいと思います。

○山崎（晃）鳥獣部会長 235頭は平均値ですか、中央値ですか。

○近藤野生生物担当課長 中央値です。（訂正：「平均値」が正）

○山崎（晃）鳥獣部会長 分かりました。

手法が途中で変わったことについては、何か理由はあるのですか。

○近藤野生生物担当課長 カメラトラップ法の紋様というか、そちらの映りがなかなかクリアに撮れなかったことから、サンプル数がほぼできないということで、ヘアトラップ法、DNAの方法に変えたというのが当時の状況でございます。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御説明ありがとうございました。

手法を変えたのは、再捕獲率が胸部斑紋では芳しくなかったということで、遺伝子を使ったものに変えたということです。

それから、数値については、開示することは何ら問題ないということでした。

石井委員、これでよろしいですか。

○石井委員 ありがとうございます。

もうちょっと具体的なことを言うと、例えばヘアトラップをどういう範囲にどういう配置で置いたとか、そういうこともできれば知っておきたいと思いました。今すぐにそれが見たいということではないですけれども、これから何か問題が出てきたときに、それを見ながら議論できるようにしておいていただきたいというのが今の時点での希望です。

○山崎（晃）鳥獣部会長 事務局から昨年度の個体数調査結果を委員の方たちにお配りするというのでよろしいですか。

○近藤野生生物担当課長 はい。

○山崎（晃）鳥獣部会長 そうしたら、PDFとか、何らかの形で、部会の委員の方には事務局からレポートをお届けしていただけるということですので、ぜひ御参考にしてください。

ほかの委員の方、御意見、御質問等はよろしいですか。田尻委員、どうぞ。

○田尻委員 田尻です。ありがとうございます。

ゾーニングについてなのですけれども、9ページになります。マニュアルを確定して、市町村説明会、アドバイザー派遣という形で書かれているので、市町村によって専門の方がいらっしゃる、いらっしゃらなかったりすると思いますので、都のほうで全体の粒度がそろるように適切にアドバイス等を進めていただきたいということが一つです。

あと、隣り合った市町村であったときに、ゾーニングがちぐはぐになったりしないように、全体を統括するような立場から都に関わっていただけるといいと思いました。そのほうが適切な効果も得られるでしょうし、保全にも有効なのではないかと思いますので、全体の統括ということで、関わり方をよろしく願いいたします。

以上になります。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御意見ということで、市町村の足並みがそろうように進めてくださいということによろしいですか。

○田尻委員 はい。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ありがとうございます。

石井委員、どうぞ。

○石井委員 もう一点、今のことに関連して、昨年度に広域ゾーニング案が作成されたとなっていますけれども、具体的に地図上に、例えば檜原村だったら、ここからここまではコア生息地とか、ここは排除にするとか、そういう地図はもうできているということですか。

気になったのは、案はあるのでしょうかけれども、管理を進めていく中でゾーニングの見直しは当然あったりすると思いますので、具体的な地図で言うと、ここからここはこういうゾーンに設定したけれども、これは変えなければいけないとか、そういうことも議論できるようにしておいてほしいと思いました。

以上です。

○山崎（晃）鳥獣部会長 御意見ありがとうございます。

○石井委員 今のところ、こういう模式図が出ていますけれども、もうちょっと具体的な地図を見ながら議論するようなことがあってもいいと思いました。

○山崎（晃）鳥獣部会長 事務局、いかがですか。これも報告書が出ていると思うのですが、これは開示できるものなのですか。

○近藤野生生物担当課長 報告書にまとまっておりますので、そちらを確認することはでき

ます。

ただ、広域ゾーニングという形で、かなり俯瞰するような形になっておりますので、それはすぐに地域で使えるというわけではなくて、考え方を示したものになります。あくまでも具体的に地域に落とし込んでいくのは、これから市町村のレベルでのゾーニングということで考えております。

○山崎（晃）鳥獣部会長 石井委員、聞こえましたか。昨年作成したものは、広域のゾーニング案ということで、この後、恐らく管理計画が走ったときに、市町村レベルのゾーニングというものが、さらにその下にできるということになるということです。環境省のガイドラインでも二つのスケールでゾーニングをしてくださいと出ていますので、恐らくそう進むと思うのですが、広域のゾーニング案については、委員の皆さんに共有できるということでした。いかがですか。

○石井委員 何らかの形で参照できるといいですね。「希望のある市町村から」と書いてあるところが気にはなりますけれども、説明会をしてもらって、例えばここはアイデアが困るとか、そういう微調整は地域スケールであると思っていますので、そういうことをされた上で、やり方が決まっていくということなのだと思いますが、そういうこともしっかりしていただければと思います。

取りあえずは了解しました。

○山崎（晃）鳥獣部会長 事務局、次回までに広域のゾーニング案なども示しながら、議論を進めていただけるようにお願いします。

また、できれば、その前に昨年度の報告を委員に共有していただければと思います。

ほかの委員の方、資料３－１についてはよろしいでしょうか。

そうしましたら、議論をいただきたいことが二つある資料３－２について御意見をいただければと思います。

資料３－２の１、個体群管理の方針というところで御意見等をいただければ幸いです。

私から一つ事務局に質問なのですが、先ほど隣接する山梨県の面積当たりの生息頭数、密度が出ていましたが、山梨県もあれは関東山地の中の密度ということではよろしいのですか。

○近藤野生生物担当課長 そうです。

○山崎（晃）鳥獣部会長 そうすると、あまり変わらないということですね。

○近藤野生生物担当課長 はい。

○山崎（晃）鳥獣部会長 自然増加率は、今、きちんとしたデータが出ていなくて、兵庫県の15%とか、14.5%を環境省のガイドラインでも使っているのですけれども、最近、私たちのグループでも北関東の増加率についての論文を出したのですが、年によって結構変わります。もっと低いときもあれば、こういうレベルになるときもあるということなので、東京都は最初はしようがないと思うのですけれども、関東山地のユニットで、関東山地の自然増加率の揺らぎをきちんと見ておかないといけないと思います。

資料3-2の1について、皆さんからの御意見はいかがでしょう。大丈夫ですか。

具体的なことは、2の狩猟に関する事項にもなると思うのですけれども、それでは、取りあえず資料3-2の2に移ります。でも、1にまた戻っていただいても結構ですので、御意見をいただければと思います。狩猟解禁の是非とか、解禁するに当たっての条件づけができるのかとか、そういうことです。実際に捕れる人がいるのかという問題も含めてになると思います。八尾委員、どうぞ。

○八尾委員 先ほどは失礼しました。

声が聞きづらいのですが、私の声は届いていますか。よろしいですか。

○山崎（晃）鳥獣部会長 こちらにはすごくクリアに入っています。

○八尾委員 すみません。こちらの環境かもしれません。

狩猟の部分になりますので、私の意見を少しお話しさせていただけたらと思います。

管理とか、個体数云々というのは別で、今、私ども東京都猟友会としては、言葉を選ばないで言いますと、クマを撃てるハンターは、うちの会員だけでございますけれども、11名おります。それに10名、初心者ハンター、これは担い手の育成といいますか、継承しないといけないというところで準備をしている者が10名で、おおむね20名で対応できる準備はしているところでございます。

それと、捕獲に関してでございますけれども、万が一、捕獲してくださいという決め事になったとしても、一般的に開放していただくのではなく、例えば鉄砲というのは、10年たたないとライフル銃を持ってないという決まりがあるのですが、おおむね10年以上の方に限定的な従事者証のようなライセンスを発行していただいた上で、駆除なのか、そういうものに務める準備というのは、今、進めているところです。

それと並行して、中級ハンターを上級ハンターに導くような講習会なども、現状、行っているところです。

あくまでも私も中立といいますか、駆除することが全てとは思っていないのですけれども、

今日、檜原村で、朝10時前ぐらいだったと思うのですが、子グマに一般の方が襲われて滑落してしまったという一報が入ってきているのですけれども、目の届くところで増えてきている。実際に235頭が適切かどうかは分からないのですけれども、先週、三多摩地区をまとめている各支部の7人の方ともお話をしたのですが、これは限定の話で申し訳ないのですけれども、五日市地区以外は目撃情報があるということでございます。現時点では一応ここまで情報共有させていただきます。

以上でございます。

○山崎（晃）鳥獣部会長 八尾委員、情報の御共有ありがとうございました。

今のお話は、狩猟に関してのお話ですか。それとも緊急銃猟を含む許可捕獲の従事者についての条件ということですか。どちらですか。

○八尾委員 山崎先生、これは正直言って両方に当たっていると思います。これはあくまでも私の考えですけれども、一般のハンターにクマを解禁するというのはよくないというか、危ない。結局、20年も狩猟禁止にしていたわけですからね。

ちなみに、クマを撃つことができる11名のハンターというのは、東京で従事している者ではなくて、例えば福島県とか、長野県とか、ツキノワグマではなくて、北海道のヒグマを撃っているハンターを言っているわけでございます。緊急銃猟の想定の方が強いということでございます、一般の狩猟は想定していないところでございます。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ごめんなさい。最初に両方とおっしゃったと思うのですけれども、例えば10年の経験というのは、緊急銃猟とか、許可捕獲の条件であって、狩猟をするときは10年未満でも大丈夫という御意見ですか。

○八尾委員 狩猟に関しても、10年以上の経験を有する者ということで、10年未満の者にはやはり適切ではないと考えております。

○山崎（晃）鳥獣部会長 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、11名の経験のあるハンターの方がいらっしゃるということでしたけれども、大体皆さんの年齢はどれぐらいの方なのですか。

○八尾委員 正直言いまして、70代の方が5名、60代の方が5名です。鉄砲を撃つ方は、皆さん元気で健康なので、皆さんあと10年は大丈夫だと言っているのですけれども、東京は年齢がこれでも低い。60代のハンターがいるところも事実でございます、今、次の世代、40代の方を10名、30代もいるのですけれども、そういう方に継承していくような準備を進めているところでございます。

○山崎（晃）鳥獣部会長　ありがとうございました。

ただいまの八尾委員から御意見について、事務局から何かありますか。

○近藤野生生物担当課長　八尾委員の御意見は、実際のクマに相對している方の御意見ということで、非常に貴重な御意見だと我々は考えております。

クマの狩猟に関して議論していく上で、そういったところを重要視しておりまして、危険性ですとか、そういったところをどのように行政として安全性を担保していくのか、そちらの議論についてより一層御意見をいただきたいと思っております。

猟友会の中の状況についても、今、詳しくお聞きいたしましたので、そういったところも参考にしながらやっていきたいと思えます。

○山崎（晃）鳥獣部会長　八尾委員、ありがとうございました。

石井委員、どうぞ。

○石井委員　質問なのですけれども、3段目の狩猟の制限について、捕獲上限を定めていると書いてあるのですが、クマについてはどういう基準で上限を定めているのかは決まっていないと思うのですけれども、今、禁猟ですから、ほかの動物についてのことなのかと思うのですが、ここを教えてください。

○山崎（晃）鳥獣部会長　事務局からこれについての御説明をお願いいたします。

○近藤野生生物担当課長　狩猟の制限に関する一つの目のポツの捕獲上限につきましては、狩猟ではなくて、有害捕獲も含めた概念でございます。今、確かに狩猟を禁止しておりますので、狩猟のことではありません。

○石井委員　分かりました。

有害捕獲の数の上限を決めているのですね。もしこれから狩猟を解禁すると、有害捕獲の上限はあっても、狩猟の上限はないことになってしまうので、それは有害と一緒に考えて単年度ではここまでというようなことになると思います。それは今後検討することです。

いずれにしても狩猟は無制限で、無制限でもそんなに捕れるものではないと思いますけれども、有害捕獲の上限と合わせて表現を定めることなのかと解釈しました。私の理解が違っていたら教えてください。

その他なのですけれども、データをハンターから提供していただくのですが、これはとても重要なことで、今、有害の個体については、どういうデータを取っているのか。決まっていると思うのですけれども、それと同等のデータを収集する。狩猟はハンターにお願いしなければいけないのですが、具体的なデータは最低限とか、できたら体の一部を提供すること

も含めて考えればいいと思うのですけれども、そういうものはこれから検討するのでしょうか。質問ですが、お願いします。

○山崎（晃）鳥獣部会長 石井委員から二つありました。二つ目が現状の許可捕獲個体のデータ回収はどのようにして、何に生かしているのかということと、もう一つは、個体水準に対しての捕獲の上限というか、目標は、許可捕獲プラス狩猟捕獲個体という捉え方でいいのかということだったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○近藤野生生物担当課長 まず個体数につきましては、もし狩猟が解禁になりましたら、当然有害捕獲と合わせて数の考え方をどうしていくのかという議論になりますので、石井先生の御認識のとおりでございます。

それとその他の状況につきましては、こういった情報を取っていくのかというのはこれからの検討ですけれども、いろいろな聞き取りをしていく中で、繁殖状況ですとか、栄養状態なども個体から推定できるという話も聞いておりますので、こういったところが収集できるのか、もしくは現場として収集できる範囲がどのぐらいなのかも踏まえながら検討していかないといけないところでございます。

○石井委員 大体分かりましたので、もう少し具体的にこういう管理表を使ってこういうデータを取っているとか、そういうことを次の会議のときに教えていただけるといいと思います。

それから、上限ですが、有害はどうしても捕らなければいけないから捕るわけです。だから、そちらのほうは数が決まってしまうので、その個体分がなるべくというか、減少して東京からいなくなることを避けるとすると、このぐらいということになるのですけれども、狩猟の取り分がどのぐらいの数になるのかというところは心配です。

実際に始めてみて調整が進むと思いますけれども、繰り返しになりますが、許可捕獲は捕らないと仕方がないので、狩猟の上限をどうするのかというのは、いろいろ考えなければいけないことがあると思って伺っていました。それも今後の検討だと思いたすけれども、よろしくをお願いします。

○近藤野生生物担当課長 ありがとうございます。

補足でございますが、今、捕獲した個体の情報としましては、性別、体重、サイズですけれども、全長ですとか、体高、肩高、そういった基本的な体格のメジャーで測ることができる部分についての報告を受けているところでございます。今後さらにこういったところに活用できるのか、科学的な側面もありますので、そのあたりも検討の一つということで、この

論点に挙げているところでございます。

以上、補足でございました。

○石井委員 ありがとうございます。

細かいことですが、例えば個体数調査はヘアトラップを使っています。個体識別ができると思うので、実際に狩猟で捕らえたクマ、有害のクマもそうですが、ヘアトラップで識別された個体が捕まっているとか、捕まっていないとか、そういうことも大事な情報になってくるので、狩猟で捕ったものについても、有害はもちろんですけれども、体毛の一部を提供してもらって、個体識別の結果と照らし合わせることは大事だと思いますので、そういうこともやっていただければと思います。

以上です。

○山崎（晃）鳥獣部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○関自然環境部長 私から補足をさせていただきます。

これまではどちらかというと保護という側面がありましたので、有害捕獲に関しても上限といえますか、ある程度の捕獲数の目安を定めていたのが実情でございます。ただ、国のガイドラインも改定されてきている中で、そこは問題個体を確実に捕獲していくような考え方に切り替わってきていると認識をしております。

我々もそういったところを踏まえて検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山崎（晃）鳥獣部会長 私からも付け加えるとすると、先ほどの第14次の管理計画の中でも意見を言わせていただきましたけれども、そういう個体の特定のところでは、今、遺伝解析が必須になるので、ぜひそれを外注するのではなくて、都の機関の中で時宜を得て早く解析できるような体制をつくっておかないと、管理に生かせないので、そこはぜひ御検討いただきたいと思います。

入交委員、どうぞ。

○入交委員 先ほどいろいろと情報を調べて記録するというお話をされたところで、ぜひ体高とか、大きさだけではなくて、BCS、Body Condition Scoreと私たちは言うのですけれども、どれだけ太っているか、痩せているかと、もし胃の中の見ることができるなら、何を食べているのかと、子宮も見ることができるなら、雌だったら赤ちゃんを産んでいるのか、産んでいないのかとか、その辺も見ておかれるといいと思いました。

以上です。

○山崎（晃）鳥獣部会長　ありがとうございます。

何かありますか。大丈夫ですか。

○近藤野生生物担当課長　そういった調査を加えるに当たって、実働するときの体制ですか、今、入交先生がおっしゃったような分析体制でサンプルをどうするのかというところまで細かく議論していかないといけないと感じております。今の御意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山崎（晃）鳥獣部会長　少しだけ補足をする、一部の検体は私も見させていただいているのですけれども、今、入交委員がおっしゃったようなBCI、Body Condition Indexとか、腎脂肪での栄養状態の評価とか、歯を使った齢査定、子宮の胎盤痕の算出は、個体群の管理にとっても役立つので、ぜひ取ったほうがいいと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。資料3-2の1に戻っていただいても結構です。山崎靖代委員、どうぞ。

○山崎（靖）委員　ありがとうございます。

ここの部分だけではないのですけれども、私ども林業の立場から言わせていただきますと、今、山で仕事をしている場合、伐採などで機械を使うので、それほどクマの心配がなく、音がすごいで、大丈夫だと思うのですけれども、仕事の中には山を測量したり、今、東京都内で進めている境界確定といって、ここからここが誰の山ですということを確定したりするのは、2人ぐらいしか現場に行くことはないのです。そうすると、当然大声でしゃべるわけでもない、静かな感じなので、そういう方に今までは被害はないのですけれども、今後についてそういう方たちが心配だと少しだけ思います。

それとクマ鈴とか、スプレーというお話もあるのですけれども、クマ鈴をつけていると、あそこに人間がいると言う方もいらっしゃるし、スプレーも風向きによっては自分が浴びてしまうこともあるので、できたら東京都民の中では少数ですが、山の中で仕事をしなければならぬ人たちのことも併せて御検討いただければと思います。

以上です。

○山崎（晃）鳥獣部会長　ありがとうございます。

山林で作業する方の安全確保と普及啓発も含めてだと思いますけれども、管理計画を立てるときにはぜひ盛り込んでいただければと思います。

田尻委員、どうぞ。

○田尻委員 ありがとうございます。田尻です。

2の狩猟に関する事項の上から三つ目になりますが、狩猟の制限に関することなのですが、仮に解禁するとき、ちょうどこの時期は既に大型の猛禽類の繁殖期、求愛期に入っているのです、解禁するに当たっては、猛禽類の繁殖状況とか、繁殖地とか、そういったものをなるべく押さえるようにして、その周辺で影響がないように配慮した上で実施することが重要だと考えました。緊急の場合は違うと思いますけれども、一般的に狩猟として解禁する場合はそういった配慮が必要だと感じた次第です。

以上になります。

○山崎（晃）鳥獣部会長 狩猟を解禁するとしたら、その猟期の設定、あるいは猟法も含めて、1月以降はクマは冬眠していますので、そのときの狩猟の方法は穴撃ちになると思いますけれども、営巣、あるいは繁殖状況もある猛禽類等へのかく乱を防ぐための配慮が必要だと思います。当然配慮しないといけないことだと思います。ありがとうございました。

猟期については、延長というよりは、多分ですけれども、前倒しでしょうか。これからの検討だと思いますが、秋田県での一般的な狩猟対象は11月15日の法定猟期なのですが、クマについては15日間前倒して11月1日からにしています。それはクマが冬眠してしまった後は穴撃ちしかできなくなってしまうので、そういうやり方になりますけれども、都内の場合だと紅葉の時期にかぶったりするので、ツーリズムに対する影響もあるかもしれないので、そのあたりも検討だと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

事前に事務局でも御意見を伺っていると聞いていますけれども、それについては、皆さん、今、御発言はなさったということで大丈夫ですか。

8月に2回目の部会があるので、そのときに御意見を伺えればと思いますし、それまでには先ほど特に石井委員からの御意見があった個体数推定に関する情報とか、ゾーニングに関する情報を事前に皆さんに共有させていただいて、それを基に議論を進められればと思います。よろしいですか。

御意見がたくさん出て大変だと思っていたのですが、そこまではいかなかったですね。

それでは、特にないということでしたら、諮問第506号についても、本日、委員の皆様から伺った意見を踏まえて、事務局にて第二種特定管理計画の中間まとめを作成の上、次回の8

月の部会にてその内容を審議することにしたと思います。

以上をもちまして、本日の議事は終了となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

○大久保計画課長 本日は、長時間にわたりまして御審議いただき、誠にありがとうございました。

本日御審議いただきました諮問第503号、村山山口鳥獣保護区特別保護地区の再指定につきましては、次回開催の本審議会では報告をさせていただきます。

また、諮問第505号、第14次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定について、諮問第506号、第二種特定鳥獣管理計画（第1期東京都第二種ツキノワグマ管理計画）の策定については、本日いただきました御意見や今後実施する専門家への意見聴取の結果等を踏まえまして、事務局にてそれぞれの計画の中間のまとめを作成しまして、次回、第4回鳥獣部会で御審議いただくことといたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回鳥獣部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。